資料３

早稲田学区地区防災計画（東区）の
広島市地域防災計画への規定について

1　概要

地区防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づく市内の一定の地区内の居住者及び事業所を有する事業者等が作成する、当該地区における防災活動等に関する計画であり、同法第 42 条の 2 に基づき市防災会議に提案することができ、提案を受けた市防災会議は、必要があると認めるときは、当該計画を地域防災計画に定めるものとされている。このことにより、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、市町村による防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図るものである。

東区早稲田学区では、平成 30 年 7 月豪雨における地区内での発災を受け、地域が一体となり防災まちづくりを計画的に進めるため、学区自主防災連絡協議会を中心に地区防災計画の作成に取り組んできた。この度、同計画が完成したことから、災害対策基本法に基づき市地域防災計画に当該地区防災計画を定めるよう提案を受けた。なお、今回の提案は、本市で初めての提案である。

2　早稲田学区地区防災計画の内容

平成 30 年 7 月豪雨における危険区域の住民の避難行動の遅れ、避難をする施設の認知度不足、避難所運営要員の固定化等の課題を解決するための方針と具体的な取組内容を整理したものである。

この計画に基づく活動を通じ、地域住民にとって、防災が特別なものでなく、日常生活の一部となり、地域文化として定着していくよう、“日常に「＋防災」を”をキャッチフレーズに、地域全体の防災に対する関心を高め、必要な備えを充実させながら、「共助」の関係作りを目指している。

【早稲田学区地区防災計画：資料４参照】

≪主な取組内容≫

⑴　「わせだ防災マップ」の周知

土砂災害警戒区域等の危険箇所や避難所等の情報を整理し掲載したマップ（本市「防災まちづくり事業」の「わがまち防災マップ」として作成）であり、学区内全戸に配付し、さらに、地域独自の広報紙での周知やイベントで活用するなどして、災害リスクや避難する施設の認知度の向上につなげている。

⑵　「わが家の避難行動計画」の作成

早稲田学区の地域特性である土砂災害を対象として、避難所、避難のタイミング、移動手段等を具体的に記載できるシートを作成、学区内全戸に配付し、自ら計画を立てることで避難行動への動機づけを行い、迅速な避難に結び付けることを目指している。

⑶　「地域防災プラットフォーム」による多様な関係機関のネットワーク構築

防災活動を持続的に向上させるための取組の一つとして、自主防災活動の担い手となる早稲田学区社会福祉協議会及び早稲田学区自主防災連絡協議会に加えて、地域防災に携わる警察・消防・医療・保健・教育・メディア・ＮＰＯ等の関係機関（19 団体）が参加するネットワークを構築し、平時から定期的に相互の防災活動について情報交換・意見交換することで「顔の見える」関係づくりを行っている。

3　広島市地区防災計画審査会での審査結果

早稲田学区地区防災計画の内容については、防災会議での審議に先立ち、危機管理室、区役所等の部課長級職員で構成する「広島市地区防災計画審査会」において、作成の過程で住民等の合意や理解を得る手続きが適切になされているか、地区の課題を把握し、その解決のための具体的な防災活動を記載するなど実効性がある内容になっているか、市地域防災計画との整合性がとられているか等の観点で事前審査し、いずれも問題はなく市地域防災計画へ定めるべきものであると判断している。

4　市地域防災計画への規定

この度提案のあった早稲田学区地区防災計画については、地区名、計画名、規定年度等を市地域防災計画の本編に、地区防災計画の本文を資料編にそれぞれ規定する。

また、地域住民が多様な関係者と連携しつつ取り組む地区防災計画の作成とそれに基づく防災活動の推進は、本市が目指す「防災まちづくり」に資するものであることから、今後も他地区での地区防災計画作成の促進に向け、助言等の支援を行っていくことについても、新たに規定する。

【新旧対照表：別紙参照】

２　早稲田学区地区防災計画（東区）の広島市地域防災計画への規定について

<table>
<tr><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th></tr>
<tr><td>基本・風水害対策編（P1～2）
第１章　総則
第１節　計画の方針
第１～第２　（略）
第３　計画の構成及び内容
この計画の構成及び内容は、次のとおりである。
１　総則
本市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱及び想定する災害等について定める。
なお、災害対策基本法第 42 条の規定により制度化された「地区防災計画※」については、「地区防災計画ガイドライン（内閣府）」等を踏まえ、必要に応じて規定する。
※　地区防災計画
地区防災計画とは、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が作成する、当該地区における防災活動等に関する計画であり、市防災会議に提案することができ、提案を受けた市防災会議は、必要があると認めるときは、当該計画を地域防災計画に定めるものとされている。
地区防災計画制度は、地区防災計画を市町村の地域防災計画に定めることによって、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、市町村による防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図ることを目的として制度化されたものである。</td><td>基本・風水害対策編
第１章　総則
第１節　計画の方針
第１～第２　（略）
第３　計画の構成及び内容
この計画の構成及び内容は、次のとおりである。
１　総則
本市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱及び想定する災害等について定める。
（削除）</td></tr>
<tr><td>基本・風水害対策編（P65）
第２章　災害予防計画
第８節　自主防災体制の整備
第１　自主防災組織の実践活動の推進
（略）
（新設）

第３　少年消防クラブ等の育成指導
（略）
第４　消防団の充実強化
（略）
第５　自主防犯組織の育成強化
（略）
第６　企業防災活動の促進
（略）</td><td>基本・風水害対策編
第２章　災害予防計画
第８節　自主防災体制の整備
第１　自主防災組織の実践活動の推進
（略）
第２　地区防災計画作成の促進≪危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課≫
市民及び事業者等が自発的に行う地区防災計画の作成に対し助言等の支援を行い、同計画作成の促進に努めるものとする。
市民等は、作成した地区防災計画の素案を市防災会議に提案することができ、提案を受けた市防災会議は、必要があると認めるときは、当該計画を地域防災計画に定める。
地区防災計画を作成した市民等は、計画に従い、防災活動を実施するとともに、防災訓練等の日頃の防災活動を踏まえて、計画の見直しに努めるものとする。
本市において作成されている地区防災計画は次のとおりである。
<table><tr><th>番号</th><th>行政区</th><th>地区名</th><th>計画名</th><th>規定年度</th><th>資料編</th></tr><tr><td>１</td><td>東区</td><td>早稲田学区</td><td>早稲田学区地区防災計画</td><td>令和４年度</td><td>２－８－２</td></tr></table>
（資料編）　２―８―１　広島市地区防災計画の提案に関する要綱

第３　少年消防クラブ等の育成指導
（略）
第４　消防団の充実強化
（略）
第５　自主防犯組織の育成強化
（略）
第６　企業防災活動の促進
（略）</td></tr>
</table>